

# 開発行為の申請等に必要書類

## 1 事前協議（法第32条及び開発指導要綱に基づく協議）

区 分	提出部数	備 考														
開発行為事前協議書(A4判)	<開発面積 3,000㎡以下の場合>	開発行為事前協議書及び添付図書等(1)～(7)、(24) 其他必要な資料、(25)、(26)は A4判綴じ込みとすること。  また、その他の添付図書等((8)～(23)、(24)其他必要な図面)については前記綴じ込みの後に A4判サイズの図面袋を添付し、その中に挿入すること。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部 数</th> <th style="width: 70%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正: 1部</td> <td>各区建設課</td> </tr> <tr> <td>副: 1部</td> <td>農業委員会</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">副: 各1部 計6部 ※2</td> <td>下水道管理センター ※1</td> </tr> <tr> <td>東部又は西部地域下水道事務所</td> </tr> <tr> <td>各区区民生活課</td> </tr> <tr> <td>水道局(中央又は秋葉事業所)</td> </tr> <tr> <td>各区所管消防署</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歴史文化課</td> </tr> </tbody> </table>		部 数	内 訳	正: 1部	各区建設課	副: 1部	農業委員会	副: 各1部 計6部 ※2	下水道管理センター ※1	東部又は西部地域下水道事務所	各区区民生活課	水道局(中央又は秋葉事業所)	各区所管消防署		歴史文化課
部 数	内 訳															
正: 1部	各区建設課															
副: 1部	農業委員会															
副: 各1部 計6部 ※2	下水道管理センター ※1															
	東部又は西部地域下水道事務所															
	各区区民生活課															
	水道局(中央又は秋葉事業所)															
	各区所管消防署															
	歴史文化課															
(1) 位置図(A3判、縮尺 1/50,000以上)																
(2) 区域図(A3判、縮尺 1/2,500以上)																
(3) 住宅明細図(A3判)																
(4) 更正図(A3判又はA4判等)																
(5) 土地の明細書(A4判)																
(6) 従前の公共施設調書(A4判)																
(7) 新たに設置される公共施設調書(A4判) 新たに設置されるその他の施設調書(A4判)	※1: 下水道課がある区は下水道課 ※2: 添付図書のうち、(26)は除く															
(8) 現況図																
(9) 開発区域求積図	<開発面積 3,000㎡を超える場合>															
(10) 従前の公共施設求積図	上記「開発面積 3,000㎡以下の場合」に記載の部数のほか、以下の部数を追加															
(11) 新たに設置される公共施設求積図 新たに設置されるその他の施設求積図	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部 数</th> <th style="width: 70%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副: 1部</td> <td>環境対策課</td> </tr> <tr> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部 数	内 訳	副: 1部	環境対策課	※2									
部 数	内 訳															
副: 1部	環境対策課															
※2																
(12) 土地利用計画図 排水施設計画平面図	※2: 添付図書のうち、(26)は除く															
(13) 排水施設縦断面図																
(14) 造成計画平面図	【留意事項】															
(15) 造成計画断面図	・区ごとに意見照会先は異なります。															
(16) 道路標準断面図	・必要部数は開発内容等により変わることがありますので、各区建設課まちづくり係にお問い合わせください。															
(17) 道路縦断面図																
(18) 公園計画平面図																
(19) 公園計画断面図																
(20) 給水施設計画平面図																
(21) がけ・擁壁の断面図																
(22) 各種構造図の詳細図																
(23) 予定建築物の計画図																
(24) その他必要な図面・資料(構造計画書、水理計算書等)																
(25) 開発区域全景写真(A3判又はA4判)																
(26) 土地の登記簿謄本の写し																